

議事日程(第3号)

令和6年6月13日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(12件)

議案第34号 木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 木城町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 木城町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)

議案第45号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第46号 令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第50号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

2) 産業文教常任委員会付託議案(5件)

議案第42号 木城町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)

議案第47号 令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

議案第48号 令和6年度木城町下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第2 議案第49号 工事請負契約について

日程第3 発委第1号 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 発委第2号 木城町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案 (12件)

議案第34号 木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 木城町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 木城町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)

議案第45号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第46号 令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第50号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

2) 産業文教常任委員会付託議案 (5件)

議案第42号 木城町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)

議案第47号 令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

議案第48号 令和6年度木城町下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第2 議案第49号 工事請負契約について

日程第3 発委第1号 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 発委第2号 木城町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

出席議員（9名）

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 眞鍋 博君	7番 中武 良雄君
9番 後藤 和実君	10番 中竹 義一君
11番 甲斐 政治君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 日高 真衣君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	黒木 宏樹君	産業振興課長	藤井 学君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

早朝より議会の傍聴にご来場いただきありがとうございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。スマートフォン、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるよう

お願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議においては、毎日新聞記者から、本会議の写真撮影と録音の許可を求められましたので、議会傍聴規則第9条の規定により許可したことを報告いたします。

本日の議事日程は、日程の追加がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案12件、議案第34号木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号木城町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号木城町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第38号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号令和6年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、議案第45号令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第50号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、以上12件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中竹義一君。10番、中竹義一議員。

○総務常任委員会委員長（中竹 義一君） 令和6年第4回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は6月11日から6月12日の2日間、総務常任委員会室において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第34号木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。次に、議案第35号木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

です。

次に、議案第36号木城町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第37号木城町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第38号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第39号木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第40号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第41号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第44号令和6年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第45号令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第46号令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第50号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案5件、議案第42号木城町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号令和6年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、議案第47号令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第48号令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上5件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄議員。7番、中武良雄議員。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は5件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は6月11日、12日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員

が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第42号木城町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第43号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第44号令和6年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第47号令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第48号令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の16議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第34号木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号木城町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、木城町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号木城町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号令和6年度木城町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第49号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、議案第49号工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、桑原勝広議員の退場を求めます。

〔5番 桑原 勝広君 退場〕

○議長（甲斐 政治） 質疑は終了しておりますので、これより本案に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。1番、矢野哲也君。

○議員（1番 矢野 哲也君） 議案第49号みどりの杜木城学園外構工事請負契約について、反対の立場で討論をいたします。

まず1点目ですが、一括発注ではなく分割発注にした場合、約100万円以上の差額があるとの環境整備課長の答弁がありました。今回の外構工事は、予定価格2億6,750万円と高額であり、100万円以上を超える差額があったとしても、今後、公共事業発注が減少していくことを考えれば、地元企業育成の観点から分割発注をしたほうが、複数企業の従業員へ恩恵が行き渡り、ひいては町内の経済波及効果が期待できます。

2点目ですが、分割発注をすると児童生徒の安全確保の問題があるとの、環境整備課長の答弁がありましたが、工事区域が一括発注もしくは分割発注であっても、工事をする以上、児童の安全確保や、近隣住民への配慮などが求められるのは当然です。なので、分割発注をしない理由にはなりません。

さらに付け加えますと、令和5年度における国土交通省の中小企業者に関する契約方針についての内容で、中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項の中に、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等から見て、分離・分割をして発注することが、経済合理性や公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割発注を行うよう努めるものとするという記載がされています。

以上のことから、今回の工事請負契約については、地元企業に対する公平性や、地元企業の育成の配慮に欠けたものでありますので、反対をいたします。

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。7番、中武良雄議員。

○議員（7番 中武 良雄君） 私は賛成であります。

桑原建設さんにおかれましては、今回のみどりの杜木城学園の建設に関しましては、当初より工事をしていただきまして、計画どおり完工させております。そういった実績も踏まえ、確かに矢野議員が言われることも最もなことだと思っておりますけれども、今回のこの工事に関しましては、桑原建設さんをお願いしたいというふうに考えております。

ただし、私のお願いとしましては、先ほど言いました木城町の建設業界の今後のことも考えて、そういった育成も考えて、下請企業を使う場合には地元を極力使っていただくとかいう、そういった配慮をしていただければ幸いかと思っています。今回のことにつきましては、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

桑原勝広議員の着席を求めます。

〔5番 桑原 勝広君 着席〕

日程第3. 発委第1号

日程第4. 発委第2号

○議長（甲斐 政治） 日程第3、委員会発議を議題といたします。

提出されました発委第1号及び発委第2号については、朗読は省略し、提出者、議会運営委員会委員長、後藤和実議員の趣旨説明を登壇の上、求めます。9番、後藤和実議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 和実君） 発委第1号、趣旨説明を行います。

発委第1号は、木城町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

提出の理由としましては、本町庁舎内の機構改革による課名の変更及び全国町村議長会が社会情勢等に照らし、標準町村議会委員会条例を改正したことにより、委員会条例の文言の改正と、委員選任に関する規定の追加を行うものです。

続きまして、発委第2号、趣旨説明を行います。

発委第2号は、木城町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

提出の理由としましては、全国町村議会議長会が社会情勢等に照らし、標準町村議会会議規則を改正したことにより、会議規則の会議時間の変更方法及び議場への携帯品について改正を行うものです。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発委第1号及び発委第2号に対する1議案ごとの質疑を行い、次に討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

まず、発委第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、発委第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発委第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより発委第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第6. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第6、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、中竹義一議員。10番、中竹義一議員。

○総務常任委員会委員長（中竹 義一君） 総務常任委員会として、特別報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業文教常任委員長、中武良雄議員。7番、中武良雄議員。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会から報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、後藤和実議員。9番、後藤和実議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 和実君） 議会運営委員会から報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、眞鍋博議員。6番、眞鍋博議員。

○議会広報編集特別委員会委員長（眞鍋 博君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、6月25日から7月9日にかけて計4回の委員会を開催いたします。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第7. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第7、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に

関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る6月7日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和6年第4回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

第4回木城町議会定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会、上程いただきました17議案、全て原案のとおり可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

当面の行事につきましては、お手元に配付がしてありますので、ご覧いただきたいと思います。22日土曜日は、従来の消防操法大会から名称を変え、趣向を凝らした木城町消防フェスタが開催されます。災害時の頼り人であります消防団員に激励をしていただければ、士気が上がるものと思っております。また、29日土曜日には、体育館及びコミュニティ広場において、ふるさと振興協会主催の第2回ここKONマルシェ in 木城町が開催をされます。これまでのイベントとは違うワクワク感と楽しさあふれるイベントでありますので、足を運んでいただければと思っています。

ところで、議会開催中の8日土曜日に、梅雨入りしたと見られるとの発表がありました。これから出水期や台風などの自然災害のシーズンを迎えますし、いつ来るか分からない大地震への備えも必要であります。命の尊さと、当たり前前の日常の尊さをかみしめながら、常在危機の意識を持って予防防災や啓発に努めてまいります。

引き続き、次の50年に向けて、地域再生と、小さくてもキラリと光る町づくりの種をまいてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、お礼とさせていただきます。

ただきます。

改めまして、第4回木城町議会定例会、ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時40分閉会
